北海道政策評価条例の概要

参考資料

前文

政策の合理的な選択と質の向上を図り、限りある行財政資源を効果的に配分するとともに、道政の透明性を高め、道民への説明責任を果たすため、道政運営の基本的制度として、企画立案し、実施し、評価し、改善する政策のマネジメントサイクルを確立し、時代の変化や道民の期待に的確に対応できる行政を実現するための条例を制定

第１章　総則　→　政策評価に関する基本的な考え方を明らかにします

第１条　目的　政策評価を客観的かつ厳格に実施し、その結果を政策に反映を図るとともに、政策評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に寄与するとともに、道政に関し説明責任を遂行する。

第２条　定義

実施機関	知事、教育委員会、警察本部長等をいう
政策評価	必要性、有効性、効率性の視点、その他当該政策の特定に応じて必要な視点から点検、検証等を行うこと
基本評価	施策に関して行う政策評価及び事務事業に関して行う政策評価
公共事業評価	基本評価を補完するため、公共事業に関して行う政策評価
特定課題評価	政策に関するその時々の課題であって、知事が点検、検証等を行う必要があると認めるものに関して行う政策評価

第３条　実施機関の責務

- 指標の設定や学識経験者の知見の活用など、客観的かつ厳格な評価を実施
- 評価結果を予算編成、執行、組織及び機構整備、総合計画の推進管理等に反映
- 実施機関は、政策評価に関する情報を適切に公表
- 政策評価に従事する職員の資質の向上のために必要な措置を講じ、評価を充実

第２章　政策評価に関する基本方針

第４条　毎年度定める基本方針において次の事項を定める

政策評価の実施に関する基本的な方針、対象、視点、時点、方法、北海道政策評価委員会の運営、結果の反映、情報の公表、充実のために必要な措置、その他

- 中間評価を原則とし、特性に応じて事前評価、事後評価を併せて行う
- 基本方針を定めるに当たっては、実施機関と協議評価委員会の意見を聴取する
- 基本方針は遅滞なく、これを実施機関に通知するとともに、公表する

第３章　一次政策評価　→　実施機関が行う自己評価

第５条　実施方針　評価ごとに、実施方針を定め、遅滞なく公表

第６条　一次政策評価の実施　実施方針に基づき、自ら一次政策評価を実施

第７条　評価調書の作成、公表等　評価調書を作成し、知事に通知するとともに調書を公表

第４章　　二次政策評価　→　知事（二次政策評価チーム）が行う評価

第８条　二次政策評価の実施　　道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から必要と認めるものについて評価を行う

第９条　資料提出及び説明の要求　　知事は実施機関に資料の提供及び説明を求めるものとする

第10条　評価調書の作成、公表等　　知事は、評価調書を作成し、実施機関に通知、公表

第５章　　道民参加の推進

第11条　道民の意見　　政策評価制度や結果など道民意見を聴取する機会に努める

第12条　政策評価への反映　　道民意見の適切な反映に努め、 毎年度、反映状況を公表

第６章　　北海道政策評価委員会

第13条　設置　　政策評価の客観的かつ厳格な実施及び制度の充実を図るため、知事の附属機関として政策評価委員会を設置

第14条　所掌事務　　実施機関の諮問に応じ、政策評価の実施及び制度に関し調査審議政策評価の制度の在り方について知事に意見を述べることができる

第15条　組織　　政策評価委員は１５名以内で組織（任期２年）　道政に関し優れた識見を有する者から、知事が任命

第16条　会長及び副会長　　政策評価委員会に会長及び副会長を置く（互選）

第17条　参与　　参与を置くことができ、調査審議に参画できる

第18条　専門委員会　　北海道政策評価委員会規則で定めるところにより、専門委員会を置く

第19条　委任　　政策評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める

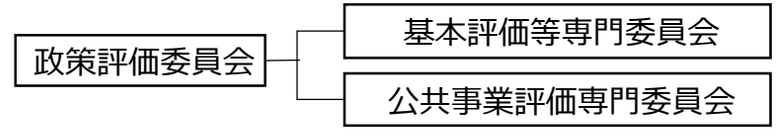

第７章　　雑則

第２０条　議会への報告及び公表　　毎年度、結果に関する報告を議会に提出

第２１条　実施機関への委任　　条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める

附則

1　　この条例は平成１４年４月１日から施行する

2　　平成２２年４月１日から起算して５年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、必要な措置を講ずる